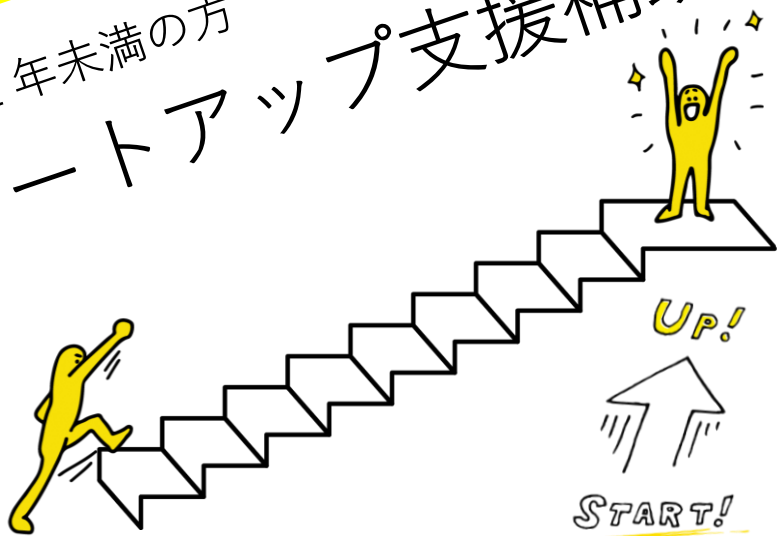


創業をお考えの方、創業後1年未満の方 本庄市創業スタートアップ支援補助金



補助金額

上限 **10** 万円（補助対象経費の1/2）

対象経費

- ・ 商業登記費（商号登記・設立登記）
- ・ 備品購入費（消耗品、中古品は除く）
- ・ 広 報 費（広告宣伝費、パンフレット作成・印刷費、HP作成費）
- ・ 使 用 料（市内シェアオフィスの使用料）
- ・ 手 数 料（クラウドファンディング事業者に支払う手数料）

対象者

- ・ 市内で新たに創業する者
- ・ 創業の日から1年経過していない者

個人事業主：補助金交付までに本庄市内に住所を有する

法人：補助金交付までに本庄市内に本店登記を行い事業所開設すること

問い合わせ先

本庄市役所商工観光課商工労政係

電 話：0495-25-1175

メール：syouko@city.honjo.lg.jp

詳細はHPへ

